

広島県水道広域連合企業団管理規程第1号

広島県水道広域連合企業団公報発行規程を次のように定める。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団公報発行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団公告式条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登載事項)

第2条 公報は、次の各号に掲げる事項を登載する。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 管理規程
- (4) 訓令
- (5) 告示
- (6) 公告
- (7) 議会、選挙管理委員会及び監査委員の定める規則、規程その他の事項で公表を要するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるもの

(種類等)

第3条 公報は、定期及び号外の2種とする。

2 定期の公報は、毎週月曜日及び木曜日を発行日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、発行しない。

3 号外の公報は、公報に登載すべき事項が緊急を要するときその他定期の公報に登載し難い事情があると総務課長が認めるときに発行する。

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、定期の公報の発行を休止する。

- (1) 発行日が1月1日から1月3日まで又は12月29日から12月31日までに当たる場合
- (2) 第5条の規定による原稿の送付がない場合
- (3) 発行が困難であると総務課長が認める場合

(発行方法)

第4条 条例第7条第1項に規定する規程で定める方法は、企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を、電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

- 2 条例第7条第1項に規定する規程で定める措置は、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用することとする。

（原稿の送付等）

- 第5条 第2条各号に掲げる事項は、発行日の5日前までに主務課又は事務局の長（以下「主務課長等」という。）が、原稿を添えて総務課長に送付しなければならない。

（正誤）

- 第6条 公報に登載した事項について誤字、脱字その他の表記の誤りがあるときは、主務課長等の原稿の誤りによるものにあつては主務課長等が、これ以外のものにあつては総務課長が、正誤を行わなければならない。

- 2 前項の正誤は、公報に登載して行う。

- 3 主務課長等は、公報に登載した事項について誤字等があるときは、速やかに、当該正誤事項を記載した文書を総務課長に送付しなければならない。

- 4 総務課長は、前項の規定による文書の送付を受けたときは、遅滞なく、正誤の手続を執らなければならない。

（閲覧）

- 第7条 条例第7条第3項の規定により書面をもって発行した公報は、総務課に備え置いて一般の閲覧に供する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。